

第 1 1 回半田市農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 2 0 日午後 2 時 0 0 分下記議案審議のため半田市役所庁議室へ招集した。

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 第 2 8 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 2 9 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 3 0 号議案 旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営
基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③
の規定による農用地利用集積計画について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

委員の出欠席

農業委員			農地利用最適化推進委員		
番 号	氏 名	出欠席	担当区域	氏 名	出欠席
第 1 番	深 津 延 幸	欠席	有脇・亀崎	石 川 丈 夫	出席
第 2 番	小 栗 絵 里	出席	乙川	高 橋 智 恵	出席
第 3 番	岩 橋 克 巳	出席	半田・岩滑	青 木 功 雄	出席
第 4 番	新美 久美子	出席	成岩	榊 原 且 己	出席
第 5 番	竹 内 甲 永	出席	板山	岩 橋 一 成	出席
第 6 番	榊 原 久 美	出席			
第 7 番	堀 寄 純 一	出席			
第 8 番	石 川 敏 彦	出席			
第 9 番	藤 野 道 子	出席			
第 1 0 番	石 川 明 美	出席			
第 1 1 番	新 美 周 大	出席			

事務局出席者

事務局長	大 木 康 敬	書記	服 部 由 紀
書記	竹 内 裕 基		

事務局

ただ今から第 1 1 回総会を開会いたします。

はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。5月の田植えが一番忙しい時期に皆さんご出席いただきまして、ありがとうございます。活発なご審議をお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、総会に入らせていただきます。本日の出席委員は 11 名中 1 0 名です。また、推進委員 5 名中 5 名ご出席いただいております。

それでは、半田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は会長をお願いいたします。

議長

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。半田市農業委員会会議規則第 1 8 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

本日、議事録署名委員は、2 番の小栗絵里委員と 3 番の岩橋克巳委員となります。なお、本日の会議書記には事務局職員の服部氏、竹内氏を指名いたします。

以上で日程第 1 を終わります。

それでは、日程第 2 の第 2 8 号議案「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、2 件出ております。番号 603- 2 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。半田消防成岩出張所から南に向かい、国道沿いの農地となります。現地確認した際には、適正に耕作されている状況でした。担当行政書士に本案件について確認し、特に問題ないかと思われますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

番号 603- 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603- 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603- 2 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 603- 3 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は申請地横の土地の所有者で、敷地内の南で家庭菜園をして

おります。申請地は進入路もなく荒れており、耕作ができていない状況であったことから、所有者から譲り受け果樹を植えて適正に管理されていくとのことです。場所は担当委員よりお願いします。

委員

別冊 2 頁をご覧ください。南知多道路に隣接している農地で、現在は耕作されておりません。果樹を耕作されるとのことですので、問題ないかと思われます。よろしくお願いいたします。

議長

番号 603-3 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 603-3 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 603-3 を承認・可決いたします。

続きまして、第 29 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、9 件出ております。

番号 605-4 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。申請地は譲受人の会社の隣接地で、現在駐車場として既に使われております。始末書が提出されており、今回の申請に至っております。場所は、3 頁をご覧ください。知多半島道路を半田中央インターから北に向かったところにあります。申請内容に問題はないかと思われますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号 605-4 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605-4 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605-4 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605-5 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。祖母の所有地に分家住宅を建設したいとの申請です。特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については別冊 4 頁をご覧ください。申請地より北東に 500 m ぐらいに J A 板山支店があり、東に 200 m ぐらいに介護ホームめばえがあるところです。申請地は、適正に管理されており、北側には既設 U 字溝があり、道路幅は 2 m 30 c m で、南側は山林です。傾斜角は 16 度ぐらいで、南に向かうほど高くなり、5 m ぐらいの橋げたの上に平屋住宅を建設する予定です。よろしくご審議お願いします。

議長

番号 605-5 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605- 5 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605- 5 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605- 6 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。祖父の所有地に分家住宅を建築したいとのこと。場所については、別冊 5 頁をご覧ください。板山小学校のすぐ東側となります。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605- 6 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605- 6 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605- 6 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605- 7 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。ヨガスタジオを建設することにより、不足する駐車場を設置するため申請に至りました。場所については、担当委員よりお願いいたします。

委員

別冊 6 頁をご覧ください。宮本町交差点を南に 1 0 0 m ほど行ったところにあり、近くにはスギ薬局があり、そのすぐ西側です。現在は耕作されていないため、特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605- 7 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605- 7 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605- 7 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605- 8 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。現在借りている土地の返却を求められており、不足する駐車場を設置するため申請に至りました。場所については、別冊 1 頁をご覧ください。半田インターを北に 3 0 0 m ほど行ったところになります。よろしくご審議をお願いします。

議長

番号 605- 8 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605- 8 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605- 8 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605- 9、1 0 について、譲受人が関連していますので、一括審議といたします。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は鉄工業を主な業務とする法人で、生産量増加に伴い、不足した資材置場を設置するものです。605-9 が賃借権、605-10 が所有権となります。申請地の東側については、譲受人の既存敷地となっております。場所については、別冊 7 頁をご覧ください。ふれあいプールおよびリサイクルセンターの北西にあります。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605- 9、1 0 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

写真を見ると、申請地の一部に田植えを既に行っているところがあります。

委員

その部分については、稲刈り後工事を行う予定と伺っております。

委員

転用にあたっての排水はどうなっていますか。

委員

東側の既存敷地へ流れるような形になります。その後、既設の道路側溝へ排水する計画となっております。

議長

他に番号 605- 9、1 0 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

今回の申請は、許可要件のどこに該当しますか。

事務局

白色の表をご覧ください、第 2 種農地に該当します。また、黄色の表のオーイに該当します。今回の案件の転用は、やむ負えないかと思われます。

議長

他に番号 605- 9、1 0 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605- 9、1 0 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

番号 605- 9、1 0 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605- 1 1 について、事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。譲受人は産業廃棄物業を営む法人で、半田市での事業が拡大しているため、新たに資材置場、駐車場を設置するものです。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 7 頁をご覧ください。さきほどの案件のすぐ南西の土地になります。現地は田んぼで少し低くなっているため、造成し使用する予定です。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605- 1 1 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605- 1 1 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605- 1 1 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 605- 1 2 について、担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は現在アパートにお住まいですが、手狭になってきており、申請地は職場からも近いため、今回住宅を建築するということで申請に至りました。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 8 頁をご覧ください。北側に地域の消防団の詰め所があります。申請地は適正に管理されている状態でした。特に問題ないかと思われます。

議長

番号 605- 1 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

委員

申請を見ると、調整区域と市街化区域にまたがった申請であると思いますが、調整区域には基本的に家の建築はできないと思いますが、今回はどのような条件となりますか。

事務局

申請地は、市街化区域と調整区域にまたがった申請となりますが、家の建築する部分については市街化区域であるため、農家等である必要はありません。ただし、建築要件については、建築課が所管しており、申請人から建築課の方へ確認を取っております。

委員

市街化区域で面積は足りていると感じますが、なぜ調整区域の土地を必要なのでしょう。

事務局

市街化区域の部分だけだと、申請地への進入路が確保できないため、調整区域の土地も申請に含まれております。

議長

他に番号 605- 1 2 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 605- 1 2 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 605- 1 2 を承認・可決いたします。

続きまして、第 30 号議案「旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定及び半田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の (6) - ③の規定による農用地利用集積計画について」、11 件出ています。番号 606-1 2 ～ 1 4 は関連していますので、一括審議といたします。事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については記載のとおりです。半田市で大規模に農業を行っている若手のグループです。特に問題ないかと思われます。場所につきましては、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 8、9、1 0 頁をご覧ください。それぞれ現地は写真のとおりで、適正に耕作されている農地であり、特に問題ありません。

議長

番号 606-12～14 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-12～14 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-12～14 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 606-15～19 は関連していますので、一括審議といたします。担当委員より調査、報告をお願いします。

委員

議案については記載のとおりです。譲受人は半田市・阿久比町で大規模に農業を行っている法人です。特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員さんよりお願いします。

委員

場所については、別冊 1 1 頁をご覧ください。現在は耕作されていない状況です。長らく耕作されていない場所ですので、農地改良を行い、田んぼとして復元し使用していくとのことです。

事務局

本来であれば、すぐ耕作できる状態での権利設定が基本かと思われますが、農地改良を行い田んぼに復元して耕作していくとのことで、借受人と貸出人が申請書を提出してきておりますので、特に問題ないかと思われます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

番号 606-15～19 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-15～19 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

番号 606-15～19 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 606-20～21 は関連していますので、一括審議いたします。事務局および担当委員より調査、報告をお願いします。

事務局

議案については、記載のとおりです。譲受人は常滑市で新規就農の認定を受けた方で、この度半田市においてもハウスを借りてトマトの栽培を行っていきたいとのことで申請に至りました。常滑市が経営についてもかわっていかれますので、特に問題ないかと思われます。場所については、担当委員よりお願いします。

委員

場所については、別冊 3 頁をご覧ください。半田中央インターから西の交差点に行き、そこから南に下ったところにあります。

議長

番号 606-20～21 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-20～21 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-20～21 を承認・可決いたします。

続きまして、番号 606-22 について、担当委員および事務局より調査、報告をお願いします。

委員

議案については、記載のとおりです。譲受人は半田市・阿久比町で大規模に農業を行っている法人です。

特に問題ないかと思われます。場所については、事務局よりお願いします。

事務局

場所については、別冊 1 2 頁をご覧ください。矢勝川の南側にありまして、適正に耕作されており、特に問題ないかと思われます。

議長

番号 606-22 につきまして、ご質問・ご意見のある方はいらっしゃいますか。

(質問・意見なし)

番号 606-22 につきまして、承認される方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

番号 606-22 を承認・可決いたします。

議案については以上となります。

続きまして、報告に移らせていただきます。報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」が 2 件、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出」が 1 件、報告第 3 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出」が 5 件、報告第 4 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」

が 4 件ありました。添付書類も含め完備しておりましたので、専決により書類を受理しました。

議長

報告第 1 号から第 4 号について、何かご質問ご意見等はありませんか。

(異議なしの声多数あり)

これで第 1 1 回半田市農業委員会総会を閉会します。

(午後 2 時 3 0 分)